

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

全ての俸給表の俸給月額を改定すること。（別表第一から別表第十一まで関係）

二 諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を改定すること。（第十条の四第一項関係）

2 期末手当について、支給割合を百分の百二十五（特定管理職員にあつては百分の百五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十七・五）とすること。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の七十（特定管理職員にあつては百分の六十）とすること。（法第一条の規定による改正後の第十九条の四第二項及び第三項関係）

3 勤勉手当について、支給割合を百分の百五（特定管理職員にあつては百分の百二十五、指定職俸給

表の適用を受ける職員にあつては百分の百七・五)とすること。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の五十(特定管理職員にあつては百分の六十)とすること。(法第一条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係)

4 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、限度額を改定すること。(第二十二條第一項関係)

5 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、人事院規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、月額三千円を支給すること。(第十二条の三関係)

6 期末手当について、支給割合を百分の百二十二・五(特定管理職員にあつては百分の百二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十五)とすること。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の六十八・七五(特定管理職員にあつては百分の五十八・七五)とすること。(法第二条の規定による改正後の第十九条の四第二項及び第三項関係)

7 勤勉手当について、支給割合を百分の百二・五(特定管理職員にあつては百分の百二十二・五、指

定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の百五）とすること。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては百分の五十八・七五）とすること。（法第二条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

第二 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度における勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲を拡大すること。（第六条第三項関係）

第三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

一 第一号任期付研究員に適用する俸給表及び第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定すること。（第六条第一項及び第二項関係）

二 期末手当の改定

1 支給割合を百分の百七十五とすること。（法第四条の規定による改正後の第七条第二項関係）

2 支給割合を百分の百七十とすること。（法第五条の規定による改正後の第七条第二項関係）

第四 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

一 特定任期付職員に適用する俸給表の俸給月額を改定すること。（第七条第一項関係）

二 期末手当の改定

1 支給割合を百分の百七十五とすること。（法第六条の規定による改正後の第八条第二項関係）

2 支給割合を百分の百七十とすること。（法第七条の規定による改正後の第八条第二項関係）

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の二の5から7まで、第三の二の2及び第四

の二の2は令和六年四月一日から、第二は令和七年四月一日から施行し、第一の一並びに二の1及び4

、第三の一並びに第四の一は令和五年四月一日から適用すること。

二 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。